

障害のある方を支援するために  
さまざまな福祉サービスがあります。  
どうぞお問い合わせください。

心身に障害がある方に対する  
障害者手帳は3種類あります。  
それらを取得することにより障  
害の程度に応じて福祉サービ  
スなどの支援施策を受けること  
ができます。

### 障害者手帳について

障害の認定は、医師の診断や専門家の  
審査・判定等により行なわれ、障害者手  
帳の交付が決定されます。

◇ ◇

#### ■身体障害者手帳（1級から6級の区分）

先天的、後天的病気や事故などにより、  
次の障害の種類ごとに、身体に永続する  
一定基準以上の障害をお持ちの方（将来、  
障害程度に変化が想定される場合は、有  
期認定となります。）

視覚／聴覚・平衡機能／音声・言語・

そしゃく機能／肢体（上肢・下肢・体幹  
等）／心臓／じん臓／呼吸器／ぼうこう・  
直腸／小腸／ヒト免疫不全ウイルスによ  
る免疫機能

#### ■療育手帳（A1、A2、B1、B2の 区分）

生後から18歳未満の間に知的障害が現  
れ、日常生活に支障が生じている方

※20歳の誕生日までは、障害程度の確認  
のため、期日が指定され再判定が必要  
です。

#### ■精神障害者保健福祉手帳（1級、2級、 3級の区分）

精神障害のため、長期にわたり日常生  
活または社会生活に制限のある方

※有効期限は2年間です。更新の申請は  
有効期限の3ヶ月前からできます。

◇ ◇

#### 交付申請手続（申請窓口）

交付申請書及び診断書用紙は、各申請  
窓口にあります。また、申請書には印鑑  
が必要です。

○身体障害者手帳（健康福祉課、大正・

十和町民生活課）

交付申請書、指定医の作成した診断書、

写真3枚（タテ4cm×ヨコ3cm）

○療育手帳（健康福祉課、大正・十和

町民生活課）

交付申請書、写真1枚（タテ4cm×ヨ

コ3cm）

療育福祉センター等において、障害程  
度の判定を受けなければなりません。

○精神障害者保健福祉手帳（健康福祉課、

大正町民生活課、十和医療福祉センタ

ー）

交付申請書、写真2枚（タテ4cm×ヨ

コ3cm）、診断書又は、障害年金証書

等・同意書

◇ ◇

障害者手帳で受けられる福祉サービス、  
割引・減免制度など

○障害福祉サービス：ホームヘルプ、シ

ョートステイ、障害者施設入所・通所等

○税の減免：所得税・住民税の所得控除、